



2024年1月22日

各位

会社名 株式会社アンビスホールディングス
代表者名 代表取締役CEO 柴原 慶一
(コード番号: 7071 東証プライム)
問合せ先 取締役 山口 真吾
(TEL. 03-6262-5105)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 割当日	2024年2月22日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 5,000株
(3) 発行価額	1株につき2,630円（注1）
(4) 発行総額	13,150,000円（注2）
(5) 割当予定先	当社の取締役2名（※） 5,000株 ※ 社外取締役を除きます。

（注1）本新株発行は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式を発行する方法により行います。発行価額は本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価単価であり、2024年1月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,630円です。

（注2）発行総額は、本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価単価の総額（公正な評価額）です。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年11月20日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2023年12月22日開催の第7回定時株主総会において、①本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、②本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間50,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額150百万円以内とすること、③本制度に基づき交付する譲渡制限付株式の譲渡制限期間につき、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役2名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式として、当社の普通株式5,000株を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2024年2月22日（割当日）から当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれも退任又は退職するまでの間（割当日の属する事業年度の経過後三月を経過するまでの間にいずれも退任又は退職した場合（ただし、当該退任又は退職が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由による場合を除く。）には、2025年1月6日までの間）、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、割当日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれも退任又は退職した場合、譲渡制限期間の満了時をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上